

神戸日語学院（学則）

令和 8 年 9 月 1 日策定

令和 9 年 4 月 1 日施行

【第 1 章 総則】

第 1 条（目的）

本校は、「相互理解・共生・自立」の理念に基づき、進学を希望する留学生に、進学及び生活に必要な日本語能力と、他者と協働して課題を解決する力を養い、多文化共生社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第 2 条（名称）

1. 本校は、神戸日語学院と称する。
2. 本校の英語表記は、Kobe Nichigo Japanese Academy と称する。

第 3 条（位置）

本校は、兵庫県尼崎市南塚口町 1 丁目 20 番 17 号に置く。

第 4 条（自己点検・自己評価）

1. 本校は、その教育の一層の充実を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検・評価の結果は、その都度ホームページ等で公開するものとする。
3. 自己評価・自己点検の実施に関し、必要な事項は別に定める。

【第 2 章 コース、修業期間、収容定員及び休業日】

第 5 条（コース・修業期間・収容定員）

本校のコース、修業期間・収容定員及びクラス数は、次表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
進学 2 年コース	2 年	140 人	7 クラス	4 月入学
進学 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	20 人	1 クラス	10 月入学
計		160 人	8 クラス	

第6条（始期および終期）

1. 本校のコースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。
2. 修業期間を分けて、次の学期とする。
 - （1）前期 4月1日から9月30日まで
 - （2）後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条（休業日）

1. 休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律で規定する日及び本校で指定する日
 - 三 夏季休業：7月下旬から8月中旬
秋季休業：9月下旬から10月上旬
冬期休業：12月下旬から翌年1月上旬
春季休業：3月中旬から4月上旬
2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に休業とすることができる。

第8条（授業の終始時刻）

1. 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

午前の部	始業時刻	9：00	終業時刻	12：20
午後の部	始業時刻	13：20	終業時刻	16：40
2. 校長が必要と認めるときは、前項の終始時刻を変更することができる。

【第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織】

第9条（教育課程）

1. 本校には、以下の表の各コース別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び合計授業時間数は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は、45分とする。
2. 各コースの日本語能力の到達目標はB2とし、聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）及び書くの各言語活動についてB2相当の到達を目標とする。
3. 学習期間は標準であり、学生の状況に応じて、教育課程に定める授業科目、授業時間数及び到達目標を変更しない範囲で、補習、個別指導、その他必要な学習支

援を行うことができる。

4. 入学時に、日本語能力を確認し、その結果に基づき当該コースの開始レベルにおいて、必要な補習その他の学生支援を行う。

A：進学2年コース

目標とする 日本語能力	レベル設定	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A 2	初級	6 か月・22 週	390
B 1	初中級	6 か月・22 週	390
B 2	中級(B2.1)	6 か月・22 週	390
B 2	中上級(B2.2)	6 か月・22 週	390

B：進学1年6か月コース

目標とする 日本語能力	レベル設定	期間（月数・週数）	合計授業時間数
B 1	初中級	6 か月・22 週	390
B 2	中級(B2.1)	6 か月・22 週	390
B 2	中上級(B2.2)	6 か月・22 週	390

目標とする 日本語能力	レベル 設定	到達目標（Can do）
A 2	初級	身近な日常生活や学習場面で用いられる基本的な日本語を理解し、場面や目的に応じて、あいさつや自己紹介、自分の希望や経験の説明、簡単な質問・応答を行うことができる。また、基礎的な文字・漢字・語彙を用いて、短く簡単な文章や会話の概要と必要な情報を理解するとともに、簡単な文をつないで、自分の経験や考え、日常生活に必要な連絡やメッセージを書くことができる
B 1	初中級	日常生活や学習に関する身近な話題について、構成の明確な文章や明瞭な発話の概要・要点と必要な情報を理解することができる。また、自分の意見や経験を理由とともに説明し、相手の発言に質問・応答しながら会話を続けるとともに、つながりのある文章を書くことができる。進学に関する基本的な情報と自己分析の結果を整理し、希望する進路や将来の目標を理由とともに発表することができる。

B 2	中級 (B2.1)	身近な社会的話題について、文章や発話の要点、主張及びその理由を理解し、必要な情報を整理することができる。また、自分の意見を理由や具体例とともに説明し、相手の意見との共通点や相違点を確認しながら意見交換するとともに、構成の明確な要約文や意見文を書くことができる。進路や日本の文化・社会に関する情報を比較し、進路の選択理由や文化の共通点・相違点、その背景及び自分の考えを分かりやすく発表することができる。
B 2	中上級 (B2.2)	社会的・学術的な話題について、文章や講義・討論等の論旨、立場及び背景を理解し、複数の情報を整理・比較・分析して、目的に応じて活用することができる。また、自分の立場と根拠を明確に示し、異なる立場や反対意見を踏まえて考えを調整・補強しながら議論することができる。進路や日本社会に関する課題について、他者と協働して解決策を検討し、根拠のある意見や提案を構成の明確な発表として説明するとともに、目的と読み手に応じた論理的で説得力のあるレポートや小論文を書くことができる。

第 10 条（クラス編成）

クラスは、学生の日本語能力等を基準に 20 名以下ごとに分けて編成する。

第 11 条（学習の評価）

各授業科目の成績は、形成的評価 40%、総括的评价 60%の割合で算出する。各評価項目の内訳、評価方法及び評価基準は、授業科目ごとの評価計画及び本校の学習評価実施規程に定める。各授業科目の学習目標（Can do）の達成状況に基づき、授業内活動、小テスト、課題等による形成的評価と、筆記・口頭試験、パフォーマンス課題、発表、レポート等による総括的评价を総合して行う。

成績は、総合点を 100 点満点として、S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（50 点以上 60 点未満）、E（50 点未満）の 6 段階で判定し、D 以上を合格とする。

学習の評価は、学習過程における習得状況を継続的に確認する形成的評価と、中間時又は期末（各レベルの修了時）に、一定期間の学習目標の到達状況を確認する総括的评价を行う。科目成績が E の者には、補習等の支援後に再試験又は追加課題等による再評価を行い、科目の合格基準を満たした場合は D とする。この取扱いが科目成績に適用し、熟達度評価には適用しない。

各レベルの修了時には、関連する授業科目の評価資料及びパフォーマンス評価に基づき、当該レベルで設定した言語活動別の到達目標への到達状況を判定する。課程修了時には、中上級の期末試験とは別に卒業試験を実施する。読むこと・聞くことは内容理解課題、話すこと（やり取り）は対話課題、話すこと（発表）は発表及び質疑応答、書くことは作文課題により評価する。「日本語教育の参照枠」の B2 の能力記述文及び本課程の言語活動別到達目標に対応した採点基準・ルーブリックを用い、5 つの言語活動それぞれについて B2 相当への到達状況を判定する。未到達の言語活動については、補習後に同じ到達基準に基づく再試験を行う。熟達度評価は科目成績と区別して記録する。

第 12 条（教職員組織）

1. 本機関に、次の職員を置く。
 - 一 校長
 - 二 主任教員
 - 三 本務等教員 4 人以上
 - 四 生活指導担当者 2 人以上（うち 1 人以上は本務等教員）
 - 五 事務統括責任者
 - 六 事務職員 1 人以上
2. 前項のほか、必要な職員をおくことができる。
3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4. 校長は、定期的に職員会議を開催し、議長となる。

【第4章 入学、休学、退学、卒業、転学及び賞罰】

第 13 条（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

1. 原則として 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
2. 原則として年齢が 18 歳以上である者。
3. 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
4. 滞在中の学費、生活費の支弁を、本人または経費支弁者が行える者。
5. 各コースに応じた以下の日本語能力を有し、入学選考試験を受け、合格している者。

・進学 2 年コース：

「日本語教育の参照枠」における CEFR：A1 程度の日本語能力があり、且つ、当校の日本語能力をはかる試験において、本コースに必要な日本語能力を有すると判断された者。

・進学 1 年 6 か月コース：

「日本語教育の参照枠」における CEFR：A2 程度の日本語能力があり、且つ、当校の日本語能力をはかる試験において、本コースに必要な日本語能力を有すると判断された者。

第 14 条（入学時期）

本校への入学は年 2 回とし、その時期は 4 月、10 月とする。

第 15 条（入学手続）

1. 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 22 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに本校事務局に出願しな

なければならない。

2. 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学候補者を決定する。
3. 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 22 条に定める初年度の学生納付金を納付し、必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

第 16 条（休学・復学）

1. 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、1 か月以上休学する場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
2. 2 か月を超える休学の申し出はできない。
3. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。
4. インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症になった場合、医師の指示に従い出席停止（公欠）とする。または感染症の疑いがある場合、学校は結果が出るまで出席停止（公欠）にすることができる。

第 17 条（転学）

1. 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。
2. 災害時等やむを得ないと校長が認めた場合は、災害時連携協定校、またはその他受入日本語教育機関への転学支援を実施する。

第 18 条（退学）

退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第 19 条（修了・卒業の認定）

次の要件をすべて満たす者について、校内の修了・卒業判定会議の審議を経て、校長が課程の修了または卒業を認定する。

1. 所定の修業期間を満了し、課程に定めるすべての授業科目を履修していること。
2. 課程全体の通算出席率が 80%以上であること。
3. 卒業試験又は補習後の再試験により、5 つの言語活動それぞれについて B2 相当の日本語能力への到達が確認されていること。
4. 各授業科目の学習成果の評価及び学習記録等に基づき、課程全体の到達目標の達成が確認されていること。

一部の科目に E 評価がある場合は、当該科目の未達成事項及び補習・再評価の結果と、課程の到達目標との関係を確認する。あらかじめ定めた修了判定基準に基づき、上記の要件をすべて満たすことが確認された場合に限り、修了を認める。判定の根拠は修了判定記録に残し、当該科目の E 評価は変更しない。修了要件を満たさない者には、所定の修業期間内に補習、再試験、追加課題、学習面談等の支援を行う。その結果によっても要件を満たさない場合は、修了を認めない。修了要件は課程開始時に、評価方法及び評価基準は評価実施前に、教員及び学生へ周知する。

第 20 条（褒賞）

校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

第 21 条（懲戒処分）

1. 学生が、この学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生の本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して、懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告（文書による嚴重注意）、退学の勧告、退学、3 種類とする。
3. 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。
 - 一 出入国管理法及び難民認定法等に違反し、行政から処分を受けた者。
 - 二 本校の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為を行った者。
 - 三 学力不足等で成績回復の見込みがないと認められる者。
 - 四 正当な理由がなく出席が常でない者。
 - 五 その他前各号の事由に準じる重大な学則違反があり、校長が必要であると認めた者。

【第5章 学生納付金】

第 22 条（学生納付金）

本校の学生納付金（消費税込）は、次のとおりとする。

A. 進学 2 年コース

	入学 検定料	入学金	授業料	保険料・ 健康管理費	施設費・ 設備費	教材費	その他 活動費	合計
初年度（4 月～3 月）	30,000	50,000	700,000	25,000	35,000	35,000	15,000	890,000

次年度（4月～9月）			350,000	12,500	17,500	17,500	7,500	405,000
次年度(10月～3月)			350,000	12,500	17,500	17,500	7,500	405,000

B. 進学1年6か月コース

	入学 検定料	入学金	授業料	保険料・ 健康管理費	施設費・ 設備費	教材費	その他 活動費	合計
初年度（10月～9月）	30,000	50,000	700,000	25,000	35,000	35,000	15,000	890,000
次年度(10月～3月)			350,000	12,500	17,500	17,500	7,500	405,000

第23条（納入）

学生が在籍中は、出席、休学、休業の有無にかかわらず、学生納付金を所定の期日までに一括して納入しなければならない。

第24条（学生納付金の返還）

1. 入学前に納付した学生納付金について、①指定入学日前に査証不発給の事由があり来日ができなくなった等で入学辞退する場合は、入学検定料、送金手数料を除く学生納付金を返還する。②指定入学日以降に査証不発給等の事由があり来日ができなくなった等で入学辞退する場合は、入学検定料、入学金、保険料・健康管理費、その他活動費、送金手数料を除く、学生納付金を返還する。ただし返還額の20%（税込み）を申し受ける。
③入学後にやむを得ない理由で途中退学をする場合は、2項に準ずる。
2. 入学後に納付した学生納付金について、やむを得ない理由（他機関への進学、その他在留資格の変更、及び帰国に限る。）で途中退学をする場合は、月単位で未受講分の授業料を返還する。ただし返還額の20%（税込み）を申し受ける。銀行振込手数料は自己負担とする。
3. 法令または学則に違反し、懲戒処分になった場合は、学生納付金は返還しない。
4. 天災・事故・感染症など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は、授業の実施状況、中止期間その他の事情を考慮し、特定商取引法に基づいて取り扱う。

第 25 条（滞納）

学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、学生納付金を納入期日から 2 週間以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

【第 6 章 雑則】

第 26 条 保険

入学者は留学生保険に加入する。加入は学校が行うこととする。

第 27 条 健康診断

本校の学生は、毎年一回、学校保健安全法施行規則第 6 条に定められている検査項目に準じて、健康診断を実施する。

第 28 条 宿舎

宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第 29 条 避難訓練

毎年、災害に備えて避難訓練を実施する。

第 30 条 細則

この学則の施行についての細則ならびに附則は、校長が別に定める。